

○経済産業省告示第百六十七号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号ホ及びへ並びに同条第二項第二号ホ及びへの規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号ホ及びへ並びに同条第二項第二号ホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次の表のように改正し、令和七年十一月十五日から施行する。

令和七年十一月十四日

経済産業大臣 赤澤 亮正

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
一 （略）	二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（ <u>1から7までの項</u>	一 （略）	二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（3及び4の項に規

に規定する貨物であつて輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるもの又は3及び4の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）

1
7
(略)

8 外国において国際的な規模で開催されるスポーツ競技大会に参加するために輸出する貨物（輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるものに限る。）であつて、当該スポーツ競技大会の終了後輸入すべきもの（特定地域を仕向地として輸出するものを除く。）

定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）

1
7
(略)

(新設)

9| 内閣総理大臣又は外務大臣が化学兵器の開発

(新設)

、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄のために輸出する貨物であつて、当該廃棄の終了後本邦に輸入すべきもの

10| 警察庁長官又は海上保安庁長官が警護の用に

(新設)

供するために輸出する貨物であつて、当該警護の終了後本邦に輸入すべきもの

11| 本邦に輸出された輸出貿易管理令別表第一の

(新設)

一の項の中欄に掲げる貨物（附属品又は部分品に限る。）であつて、防衛大臣が修理のために

その輸出国に輸出するものうち、当該修理の
終了後本邦に輸入すべきもの（特定地域を仕向
地として輸出する貨物を除く。）